

## 参考資料



# 参考資料

## 1 景観に対する市民の意向

本計画の策定にあたっては、計画策定の初期段階から、「景観市民アンケート調査」や「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」を実施し、市民意見の把握と計画への反映に努めてきました。ここでは、これらの主な市民意向を整理しました。

### (1)景観市民アンケート調査の主な意向

#### ■アンケート調査の概要

調査対象：甲斐市全域、20歳以上の市民から無作為抽出した2,000人（票）
調査期間：平成23年8月31日～平成23年9月14日
配布・回収方法：郵送
回収結果：有効回収数682票、回収率34.1%

#### ■アンケート調査での主な意見

設問	上位回答の傾向
<b>甲斐市の景観の現状について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●景観の関心</li> <li>●市全体の景観の評価</li> <li>●まちなみの現状</li> <li>●特に大切・自慢したい風景</li> <li>●近年の景観の変化</li> <li>●景観を損ねているもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「関心がある」は全体の約9割を占め、関心度は極めて高い。</li> <li>・素晴らしいと感じている人は全体の約7割強を占めている。</li> <li>・比較的良好なまちなみが保たれているという肯定的意見は全体で約7割を占めている。</li> <li>・「高台から望む富士山や南アルプスの眺望景観、甲府盆地を一望するパノラマ景観」と「昇仙峡や茅ヶ岳などの市北部の豊かな自然景観と山岳や森林の景観」、「ドラゴンパーク、クラインガルテン、ワイナリーなど、観光レクリエーションや交流の場となっている施設の景観」の3つが突出している。</li> <li>・駅周辺や市役所・支所などのまちなみ景観は、良い／悪いの意見が相反し、レクリエーション・交流施設の景観は良くなった、住宅地や集落地、幹線道路のまちなみは悪くなったとする傾向が見られる。</li> <li>・身近な景観では、道路や水路、公園や広場の景観は良くなったが、身近な自然や住宅地のまちなみは悪くなったとする意見が多い。</li> <li>・手入れが行き届かない森林や遊休農地、ごみの不法投棄、電柱・電線類、鉄塔、携帯アンテナ塔の乱立、農地・森林の無秩序な開発などの割合が高い。</li> </ul>
<b>今後の景観形成に向けて</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特に重要と思う景観づくり</li> <li>●景観づくりの手法</li> <li>●今後必要なルール</li> <li>●建築物の高さのルール</li> <li>●看板など屋外広告物の規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた眺望の保全が最も多く、自然景観の保全と活用、まちなみ景観の向上、公共施設の景観整備、遊休農地を活用した風景づくりなどの割合が高い。</li> <li>・無電柱化による道路景観の質の向上が最も高く、道路景観の質の向上、住民の環境美化活動や景観形成活動への参加、景観計画や景観条例に基づく規制・誘導などの割合が高い。</li> <li>・看板や広告物に関するルールづくりが最も多く、建築物や工作物などの基準や敷地緑化や樹木保全のルールなどの割合が高い。</li> <li>・「制限すべきエリアを定め、そのエリア内に限って建物の高さを制限する」が5割強を占め、何らかの制限が必要とする意見は9割近くを占めている。</li> <li>・「現行の県条例の規制をより周知し、徹底すべきである」が5割強を占めている。市独自の条例の制定を望む意見も多い。</li> </ul>
<b>市民参加について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●景観づくり活動への参加意向</li> <li>●景観形成への協力意向</li> <li>●市民活動への支援策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何らかの形で参加したいとする意向は5割近くを占め、関心があるとする意向も約4割強ある。</li> <li>・ルール・マナーの徹底や自発的な緑化・美化活動、イベントを通じた身近な景観の周知など、身近なところから協力していくことを望む意向が高い。</li> <li>・積極的な情報公開を望む意見が多く、話し合いの場や機会をつくること、住民活動への助成や専門家派遣など行政支援を望む傾向が高い。</li> </ul>

## (2)景観まちづくり市民懇談会の主な意向

### ■懇談会の概要

開催期間：平成 23 年 11 月～平成 24 年 10 月（計 7 回）  
 懇談会メンバー：公募による 33 人の参加者  
 活動の内容：ワークショップ形式による検討と景観まちづくり市民プランの作成、市への提案、シンポジウムの開催など

### ■懇談会の主な意見

#### 重点テーマごとの主な提案

#### ●北部の自然と山懐の里山景観を守る

自然景観保全のあり方（維持管理の組織づくりなど）／市街地と自然地の近接性の生かし方／里山集落景観の維持（高齢化などによる集落景観の荒廃、空き家・廃屋など）／遊休農地の生かし方／石積み、道祖神、石仏などの身近な景観資源の活用／自然観察路・登山道の活用と新たな散策路づくり／案内標示・サイン（景勝地、奇岩などの活用）など

#### ●棚田の景観を継承し活かす

棚田景観の保全（棚田保存地区の指定など）／棚田を維持・継承する活動の展開（条例づくり、棚田オーナー制度の展開、クラインガルテンの活用、棚田体験など）／清流・水路の保全／棚田からの眺め・棚田を眺める視点場づくり／棚田の歴史文化の学習・啓発・情報発信の工夫 など

#### ●水とつながる歴史文化を景観づくりに活かす

水の歴史を代表する信玄堤・霞堤の生かし方／水と歴史文化の顕在化と結びつけ方（竜王用水・用水路・溜池・堰・地下水など）／ケヤキ並木や雑木林などの水辺の緑の維持と活用／釜無川サイクリングロードの活用／ホテルなどの生態系の保全とPR／やはたいもの農地景観の生かし方／水辺の維持管理／伝統行事などの活用 など

#### ●歴史的なまちなみ景観を守り活かす

本竜王、下今井、富竹新田、境、牛句などの歴史的まちなみづくり／古いまちなみの狭あい道路改善のあり方／旧信州往還、穂坂路、御幸みちなどの古道の活用／古い屋敷や蔵の守り方（支援策・助成など）／水の歴史・水路網の生かし方／社寺や道祖神などの身近な歴史景観の生かし方 など

#### ●優れた眺めを守り甲斐市らしい眺望景観をつくる

眺望景観の生かし方／丘陵地などからの眺めを守る手だて（宅地開発、構造物、スカイラインの確保など）／良質で個性的な視点場づくり／ビューポイントの保全と生かし方／富士見の眺望の活用とPR／眺望を生かす施設づくりのあり方 など

#### ●竜王駅周辺など市の顔となる都市景観をつくる

統一感あるまちなみ景観づくり（高さ、形態、色彩、ルールなど建築物の景観コントロール／公園や公共施設のデザインのあり方／眺望への配慮／アクセス道路景観／廃棄道などの生かし方 など

#### ●地域と調和した住宅地・集落地景観をつくる

市街化が進行する双葉地区などの景観コントロール／開発に関わる条例づくり／景観形成からみた農地転用のあり方／新たな住宅地整備の景観への配慮／住民と協働によるルールづくり／緑化 など

#### ●アルプス通りなど特徴的な沿道景観を整える

沿道景観コントロール（建築物、屋外広告物、照明、電線・電柱、土木構造物など）／公園・オープンスペースとの連続性／広がりある沿道景観のつくり方（スカイラインの確保、オープンスペースの活用、田園風景との調和など市独自の条例づくり）／街路樹などによる緑化（維持管理）／案内誘導標識 など

## 2 景観まちづくり市民懇談会と市民プランの概要

### (1) 景観まちづくり市民懇談会の概要

#### ■市民懇談会の概要

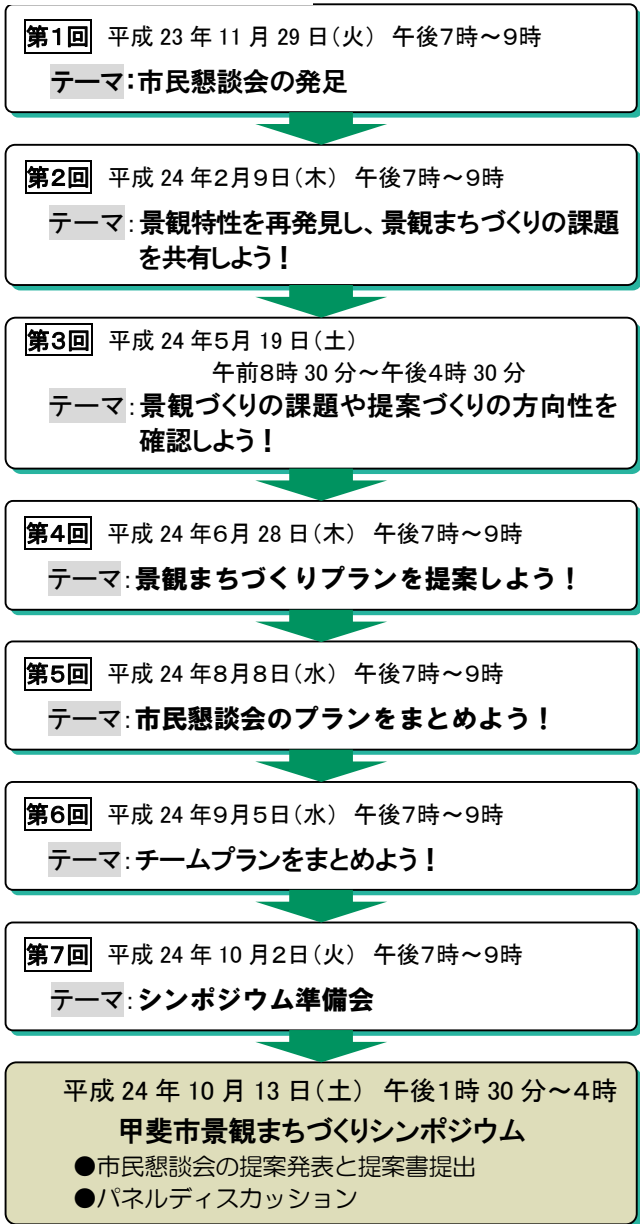
**<目的>**

甲斐市の景観計画策定に向けて、市民の視点から身近な景観について話し合い、協議の成果を「景観まちづくり市民プラン」としてまとめ、甲斐市に提案することを目的とする。

**<進め方>**

- 開催場所：甲斐市役所 地域交流センター
- 開催期間：平成23年11月～平成24年10月（計8回開催）  
※フィールドワーク、シンポジウムを含む
- 協議の方法：ワークショップ方式
- 公表の方法：「市民懇談会かわら版」の発行

#### ■市民懇談会の経緯



#### ■市民懇談会名簿

(順不同、敬称略)

地 区	氏 名
竜 王	石井 敬康
	石橋 健司
	伊藤 敏司
	駒崎 徹
	小宮山和人
	弾塚 崇
	外川裕美子
	畑 大介
	深澤 則夫
	古屋 園江
敷 島	三井 兵部
	三井 亮
	村松 圭子
	米山けさ子
	雨宮 恵
	石水 秀樹
	岩下多佳子
	小見山龍太
	内藤 進
	長沼 大
双 葉	堀内 克一
	山本 賢治
	山本 真理
	今村 征稚
	串田 賢一
	小林富美子
在 勤	西 東美
	藤原 正志
	宮崎麻起子
	秋山 修
	雨宮 史典
稲崎 昇一	
寺島 信	

## (2) 景観まちづくり市民プランの概要

### 1) 市民プランの提案にあたって

#### ■市民懇談会の目的

「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」は、甲斐市の公募により集まった幅広い年齢層、様々な職業の男女で構成されるメンバーです。

市民懇談会は、甲斐市の景観計画策定に向けて、市民の視点から身近な景観について話し合い、協議の成果を「景観まちづくり市民プラン」としてまとめ、甲斐市に市民から提案することを目的としています。

また、この市民懇談会の活動が、市民が主体となった景観まちづくり活動の一翼を担うことも、目的の一つです。

#### ■市民プラン検討にあたっての経過

- 景観は、「目に見えるもの」や「見る人の感じ方」によって、受ける印象が異なります。そのため、市民懇談会は、「甲斐市の景観とは何だろう」という、参加者の共通認識づくりから始めました。
- はじめに、参加者にとって「大切な景観」や「なんとかしたい景観」などの日常感じている率直な意見を受け、普段の生活の中では気づかなかった身近なところに自然や歴史・文化的な景観資源が残されていることや、課題や問題が潜んでいることなど、新たな発見を見いだしました。  
また、様々な職業や年齢から構成される参加者の意見は、景観に対する多様な価値観や、このまちに暮らし、まちづくり・景観づくりを支えている様々な活動を知る機会ともなりました。
- 甲斐市の景観特性を共有した後で行った「景観フィールドワーク」では、視線を同じにし、同じ風景を感じながら多くの会話を交わすことで、景観を特徴づける資源の再発見とともに、目に映る風景の背景がとても大切であることを改めて認識し、景観の奥行きを見直す貴重な体験となりました。
- 提案づくりの話し合いを積み重ねていく中では、単に表面的なお化粧とならない、豊かな暮らしの中でこそ、美しい景観が培われることが見えてきました。そして、市民プロジェクト提案では、私たち市民一人ひとりが、身近なところから景観に気配りをした行為が「できるか」、また、「していくか」が重要なポイントとなることに気づきました。
- この提案書は、協議の成果をまとめたものであるとともに、市民懇談会の全てのプロセスを背景として、市民による景観まちづくりが第一歩を踏み出した証でもあります。



■趣意文

趣 意 文

甲斐市長 保坂 武 殿

私たち「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」は、甲斐市の公募により、平成23年11月の発足以来、これまで6回のワークショップにおいて景観まちづくりの検討を積み重ねてまいりました。

甲斐市は豊かな自然に恵まれ、歴史的、文化的に価値あるもの、後世に伝えたい歴史文化などが多くあります。しかし、開発や高齢化などによる複雑な社会の中で、残念ながら失われる景観もたくさんあります。

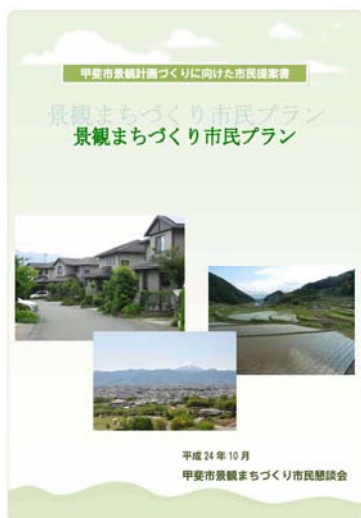
市民懇談会では、現状把握のため、主要箇所の現地調査も実施しました。その上で「豊かな自然景観を守り活かす」「歴史文化を継承する景観を活かす」「地域特性と個性豊かなまちなみ景観を創る」「甲斐市らしい眺望景観を守り・創る」などについて、様々な意見を話し合いました。

景観計画策定には、世代を超えた多くの市民が参加することが大切だと言われております。私たち市民懇談会でも、地域を充分知っている住民が情報を出し合い、現地を親て話し合い、提案をまとめました。

今後、「甲斐市景観計画」の策定が予定されていますが、この提案内容が一つでも多く取り入れられ、市民懇談会が提案した景観まちづくりが実現できることを希望し、提案にあたっての趣意文といたします。

平成24年10月13日

甲斐市景観まちづくり市民懇談会 メンバー一同



市民プラン表紙



シンポジウムを終えて（市民懇談会関係者記念撮影）

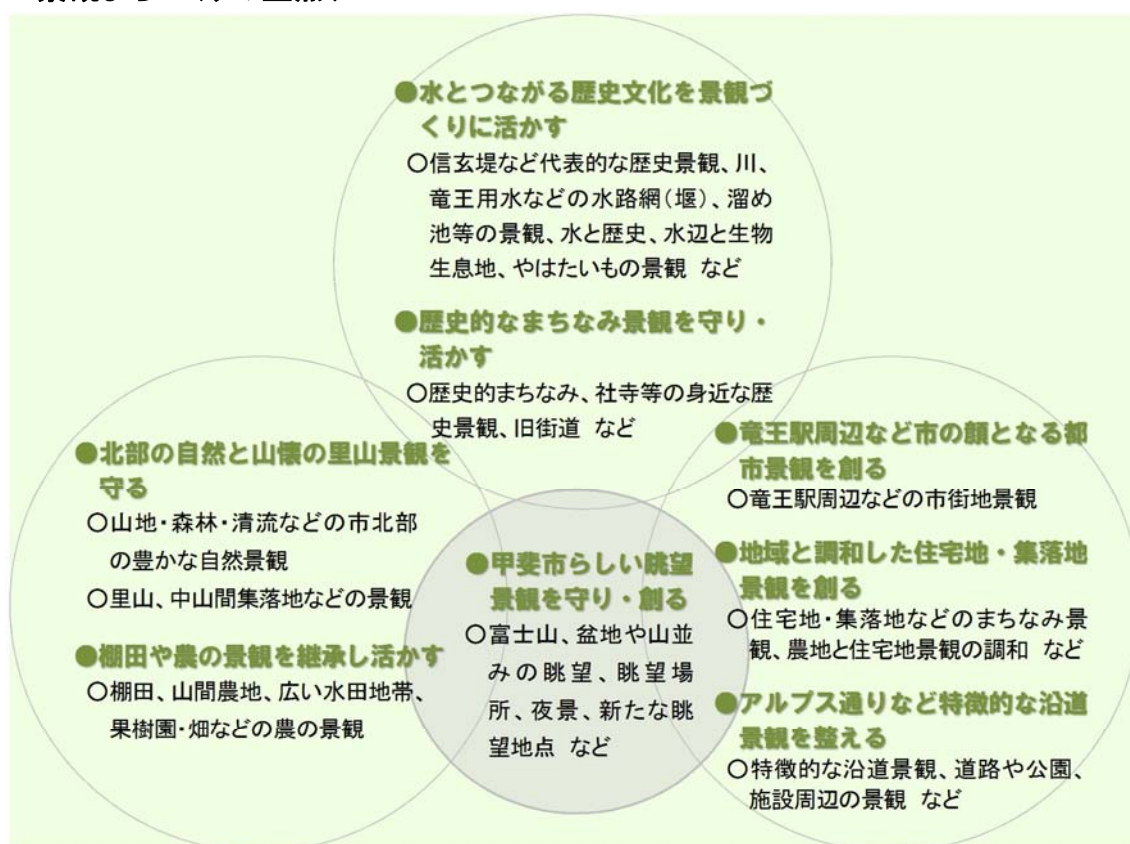
## 2) 景観まちづくり市民プラン(抜粋)

### ① 景観まちづくりの方向性

#### ■提案づくりで大切な視点

- 自然や地域特性と調和した景観まちづくりを進めること
- 特徴的な地形構造を手がかりとした景観まちづくりを考えること
- 地域固有の景観を守り・創造していくための「手だて」を考えること
- 景観への関心を高め、市民と行政の協働による景観まちづくりを進めること

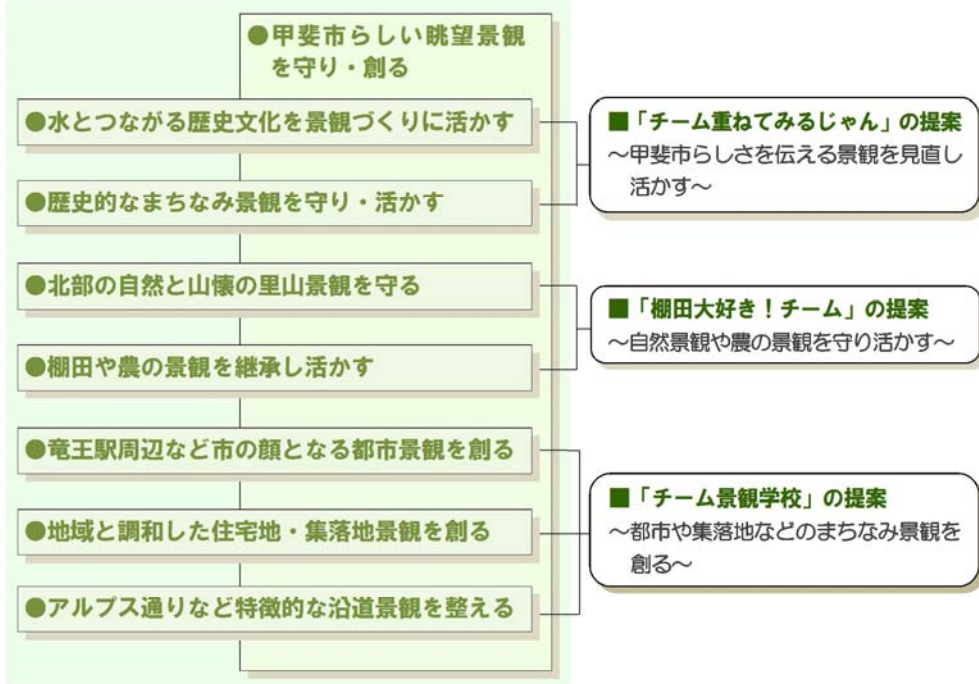
#### ■景観まちづくりの重点テーマ



#### 景観まちづくりの手法や仕組みづくり



## ■重点テーマとチーム編成



景観まちづくりの実現に向けて





## ② チーム別重点テーマの提案

### ■チーム「重ねてみるじゃん」

#### 1. 水とつながる歴史文化を景観づくりに活かす

##### ◆目標

- ◇甲斐市は“水のまち”が象徴。水との関わりを通した景観づくりが重要です
- ◇水との闘い(治水・利水)の歴史文化など、潜在的な景観資源を活かした景観づくりを進めます

##### ◆水とつながる歴史文化景観づくりの提案

- 水の歴史を代表する景観の保全と活用(信玄堤、霞堤、高岩、おみゆきさんなどの伝統行事 など)
- 水とつながる歴史文化の顕在化と景観まちづくりへの活用(竜王用水、用水路、溜め池、堰(楯無堰、東祖母堰、塩川と取水堰)、地下水など)
- 河川の土手や橋梁から開ける良好な眺望の活用(釜無川、開国橋など)
- 釜無川サイクリングロードの活用
- 信玄堤のケヤキ並木や雑木林の活用と水辺の緑の維持管理
- まちなかの緑・農の風景「やはたいも」や水田の保全と活用
- ホテルなど生態系の保全とPRの工夫(信玄堤公園の用水路、六反川の米沢付近など)
- 水辺の維持管理と水質向上(米のとぎ汁、雑排水、農業などの汚染源流入の抑制対策など)

#### 2. 歴史的なまちなみ景観を守り・活かす

##### ◆目標

- ◇甲斐市らしさを伝える、先人より受け継がれた古いものの価値を見直し、活かす景観づくりを進めます

##### ◆歴史的なまちなみ景観づくりの提案

- 本竜王、富竹新田、境・牛匂、下今井、志田などの歴史的まちなみ景観づくり(古い蔵、屋敷、なまこ壁など)→スポット的に保全し波及させる
- 旧甲州街道、穂坂路、御幸みちなど歴史のみちすじを活かす
- 社寺や道祖神など身近な歴史資源を活かす(社寺や道祖神の付近には意味がある→辻空間としての風景をつくる)
- 水の歴史・水路網を活かしたまちなみ景観づくり
- 歴史的まちなみを見直し楽しむフットパスづくり(道祖神めぐり、お蔵マップ、古道マップづくりなど)
- 空き家の活用(小さな良い雰囲気のお店、地域コミュニティ活動の場など)
- まちなみの中に空間をつくる(狭く危険な道路の改善、辻的な空間の配置、防災のオープンスペースなど)
- まちかどをデザインする(道祖神まわりをきれいに!!、道祖神とゴミステーションを隣接させない)
- 無電柱化の推進

### ■そのために必要な仕組みづくり

#### ●地域の歴史を知る教育・啓発の仕組みづくり

- ・地権者、所有者の意識の向上

#### ●蔵や古い屋敷などを守る助成制度の創設

- ・エリアを定め、一定の高さ制限を行う
- ・蔵や古い屋敷の外観の維持、外観を残し再利用する際の助成制度の創設(カフェ・ショップ・スタジオへの再生など)
- ・「(仮称)まちなみ景観賞」などの創設(広報誌などでピフォーアフターの写真を紹介)
- ・「(仮称)まちなみ景観基金」の創設

#### ●歴史的なまちなみ景観を守る仕組みづくり

- ・空地スペースを活用する「空間バンク制度」の創設(社寺の境内や公募も検討)
- ・建物の外観は「公」のもの(ファサードは公共物)という考え方を共有・啓発

#### ●ガイドの育成と活用

- ・歴史文化や地域資源を説明できるガイド(地域の案内人)の育成と活用

#### ●河川や水路のデザイン向上と安全性の確保に向けた話し合いの場づくり

- ・河川や水路の修景整備についての考え方を共有・啓発(オープン水路への理解、整備に対する考え方の共有、優先順位のつけ方など)

<市民プロジェクトの提案>

**重ね図からはじめるフットパスプロジェクト**

～まちかど修景とフットパスが育てる地域の景観づくり～

## ■「棚田大好き！チーム」

### 1. 北部の自然と山懐の里山景観を守る

#### ◆目標

- ◇甲斐市北部の豊かな自然景観を守ります
- ◇自然と都市の近接性を活かした、自然と調和・共生した景観づくりを進めます

#### ◆自然・里山景観づくりの提案

- 自然景観や景勝地の景観を守り活かす（昇仙峡、長潭橋の景勝地、茅ヶ岳、太刀岡山、片山等の山地、饅頭石、亀沢の船石の奇岩など）
- 上福沢、神戸、本村周辺などの集落景観の維持・活用（郷倉、古民家、石積み、水路、道祖神・石仏などの身近な里山資源の活用）
- 標高差ごとの富士見のビューポイントづくり（自然観察路の活用など）
- 里山の清流・水路の保全（亀沢川のホタル保全、水車の再生など）
- 自然・里山を楽しむルートづくり
  - ・茅ヶ岳登山道の整備（深田久弥公園から）、道祖神めぐり、奇岩等を活用した案内標示のサイン整備など

### 2. 棚田や農の景観を継承し活かす

#### ◆目標

- ◇御領千枚田の農の原風景、農耕文化を継承する景観づくりを進めます
- ◇棚田、里山、山間集落地、農が一体となった景観づくりを進めます

#### ◆棚田や農の景観づくりの提案

- 人智が培った市北部の棚田の景観を守る（吉沢、睦沢など）
- 棚田農地の維持保全と、農の原風景、農耕文化を継承するシンボリックな景観づくり
- 棚田や里山・農を活用した「アグリツーリズム」の促進
- 棚田からの眺望、棚田を眺める視点場づくり
  - ・眺望に際しては樹木等の維持管理が不可欠
- 山間農地の保全、クラインガルテンと連携した北部地域の農の活性化（クラインガルテンは外部資本の導入を検討）
- 北部地域の農村里山集落の維持・保全（耕作放棄地や空き家・廃屋の活用など）
- 元気な山里づくり
  - ・農林高校と連携した山里活用（圃場活用、実習田など）
- 鳥獣害への対応

## ■そのために必要な仕組みづくり

#### ●森林の保全・人の手入れの仕組みづくり

- ・森林管理団体の創設—大きくは企業協賛、身近では個人などの活動の連携

#### ●休耕地・耕作放棄地の活かし方

- ・「休耕地の現状と農家の意向・実態調査」を実施
- 意向を踏まえた上での貸借などのスムーズな活用・仲介を進める

#### ●農の歴史を残す仕組みづくり

- ・人材育成と子どもたちが学ぶ機会づくり

#### ●自然と調和する土木構造物の景観コントロール

- ・土木構造物（高架橋、河川護岸、堰堤など）は地域景観になじむよう「景観ガイドライン」の作成や「チェック機関の設置」により規制・誘導する
- ・土木構造物の整備にあたっては、横断行政による調整を義務づける
- ・広域農道の白い巨壁は、緑化（蔓、蔦など）による景観的な修景整備を検討する

＜市民プロジェクトの提案＞

**棚田と里山の保全・活用プロジェクト**

～棚田をシンボルとした里山が元気になる景観づくり～

## ■「チーム景観学校」

### 1. 竜王駅周辺など市の顔となる都市景観を創る

#### ◆目標

- ◇甲斐市らしい魅せる顔を創ります
- ◇竜王駅周辺はシンボリックな空間としての景観づくりを進めます

#### ◆市の顔となる都市景観づくりの提案

- 竜王駅の顔づくり（駅からの眺望の活用、道路、駐車場整備など）
- 統一感のあるわかりやすいまちなみ景観の創出（高さ、意匠、色彩など建築物などの景観コントロール、案内誘導標識の設置、ルールづくり）
- 統一した街路樹樹種による駅周辺の道路景観づくり
- 都市的まちなみと富士山を望む、良質で個性的な視点場の創出（公共施設からの眺望→外部からの眺望への配慮）
- 眺望を活かす親しみある公園づくり（ドラゴンパークにベンチを設置）
- 水路や廃棄道跡を活かすまちなみ景観づくり、JR中央線の風景の活用

### 2. 地域と調和した住宅地・集落地景観を創る

#### ◆目標

- ◇豊かな自然や地域固有の表情に沿った景観づくりが大切です
- ◇眺望に優れた個性を活かし、広がりのあるまちなみや住む人の安心・心地よさが風景となって映る景観づくりを進めます

#### ◆地域と調和した住宅地・集落地の景観づくりの提案

- 地域景観へ配慮した新たな住宅地整備（建築物の塀の工夫など）
- 小さな単位から市全体へ波及する集落地のまちなみ景観づくり（安全・安心への配慮、狭い道路や暗い街灯の改善、案内誘導標識の設置など）
- 市街化が進行する双葉地区の景観コントロール（乱開発の抑制、開発に関わる「甲斐市独自の条例」づくりなど）
- 優良農地の保全（田園農地への大型店舗立地への規制・誘導など）
- 標高差に応じた富士山の視点場づくり（甲斐市富岳百景のポイント抽出）
- 丘陵地からの眺望保全とスカイライン（山の稜線）の眺望の確保（宅地開発、電柱・電線、土木構造物等の眺望阻害要因の改善）
- 彩りある美しいまちなみ景観づくり（まちなみ緑化と維持管理）

### 3. アルプス通りなど特徴的な沿道景観を整える

#### ◆目標

- ◇多くの人が行き交う「まち」は、本市の玄関口ともなります
- ◇特徴的な道路については、甲斐市らしい魅せる景観づくりを進めます

#### ◆特徴的な沿道景観づくりの提案

- 甲府バイパスなど沿道景観のコントロール（建築物、屋外広告物、照明、電柱・電線・土木構造物、道路施設、空き店舗など）
- 塩崎駅：旧甲州街道の景観に配慮した拡幅整備
- 田富町敷島線の景観に配慮した整備促進
- 歩道の整備（低い設置率の改善）
- 公園やオープンスペースと連続した沿道景観を創る
- スカイライン（山の稜線）の眺望の確保など広がりのある沿道景観の創出
- わかりやすい道づくり（道路標識の工夫）
- 沿道緑化と維持管理（統一した街路樹、沿道の花いっぱい活動）
- 夜間照明のルールづくり（アルプス通りの夜間照明、光彩、金沢の事例など）

## ■そのために必要な仕組みづくり

#### ●地域にあったルールを創る

- ・ゾーン特性、ブロックごとのルールをつくる
- ・まちの将来像を共有する
- ・開発における地域住民と行政の意見調整の場と仕組みをつくる
- ・屋外広告物の明確なルールづくり（今はない）と周知の仕組みをつくる

#### ●協議と協働による景観コントロール

- ・「甲斐市景観条例」や公共施設の「デザインガイドライン」をつくる
- ・行政によるアドバイスと規制・誘導、地域住民との協働によるルールづくり
- ・銀座ルール（規制でなく協議型で）
- ・作る側（ハウスメーカーなど）や出店する業者との協議の仕組み（場をつくる）
- ・「景観アドバイザー派遣制度」の活用

＜市民プロジェクトの提案＞  
**100年後のわがまちを！景観学校プロジェクト**  
 ～「知る・学ぶ」小さな単位からコミュニティを育む景観づくり～

### ③ 景観まちづくりの実現に向けて

#### ■それぞれの役割による行動指針

##### ■ 私たちが進めること..

1. 地域を知り資源を見直すこと、景観を意識し関心を高め、景観を見る目を養うこと
2. 身近なところから無理をせず、できることから始める一歩を踏み出すこと
3. 小さな単位から手を取りあい、多くの人をまきこんだ景観を育む住民組織を創ることなど

##### ■ 行政が進めること..

4. 行政が先導して、地域特性や住民意向に沿った景観まちづくりを積極的に進めること
5. 市民の自発的な活動を支える仕組みを創ること
6. 良好な景観まちづくりのためのルールや条例などを検討すること
7. 計画的な景観まちづくりコンセプトの確立と、横断的な景観行政と施策づくりを進めることなど

##### ■ 協働で進めること..

8. 今動くこと、市民プロジェクト提案に取り組むこと
9. 市民参加の体制づくりや、住民と行政の協働による景観まちづくりに取り組むこと
10. 風景の意味を知る仕組みや愛着と誇りを醸成する教育や啓発を進めること
11. 景観まちづくりは「人づくり」、活動の芽を育て活動の輪を広げていくことなど

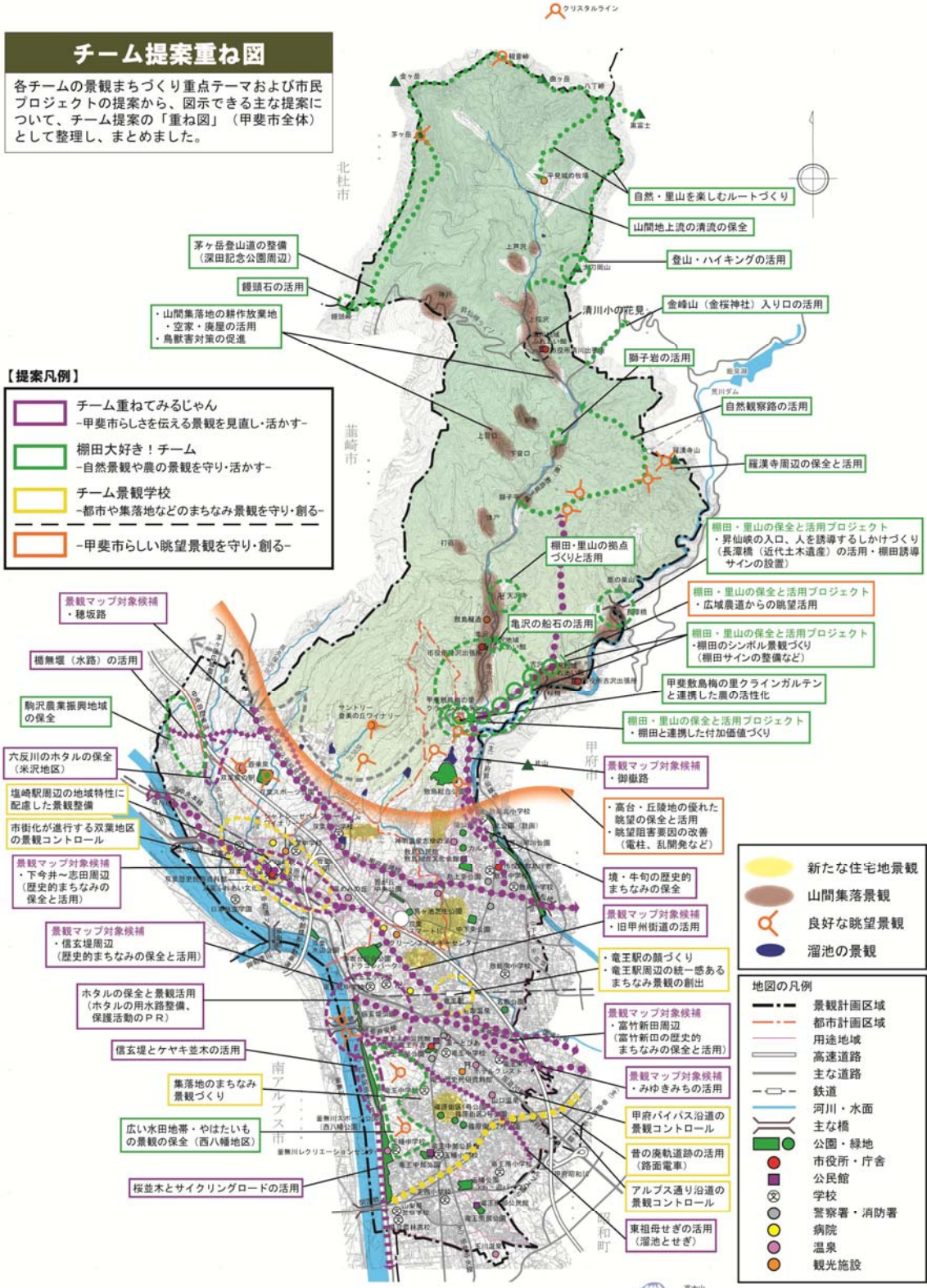


### チーム提案重ね図

各チームの景観まちづくり重点テーマおよび市民プロジェクトの提案から、図示できる主な提案について、チーム提案の「重ね図」（甲斐市全体）として整理し、まとめました。

#### 【提案凡例】

- チーム重ねてみるじゃん  
-甲斐市らしさを伝える景観を見直し・活かす-
- 棚田大好き！チーム  
-自然景観や農の景観を守り・活かす-
- チーム景観学校  
-都市や集落地などのまちなみ景観を守り・創る-
- 甲斐市らしい眺望景観を守り・創る-



### (3) 景観まちづくりシンポジウムの概要

#### 1)開催概要

さわやかな秋晴れの平成24年10月13日、敷島総合文化会館大ホールにおいて、「甲斐市景観まちづくりシンポジウム」を開催されました。

このシンポジウムは、甲斐市景観計画策定にあたって、市民懇談会の成果を市へ提言する機会、また、多くの市民へ発表を行う場として、「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」が主催し開催したものです。

市民懇談会は、平成23年11月から延べ7回にわたる景観づくりに向けたワークショップを積み重ね、市民プランをまとめ、ようやく、参加者皆さんの想いが結集した場へとこぎつけました。シンポジウムの概要は次のとおりです。

#### 開催日時等

日時：平成24年10月13日(土) 午後1時30分～4時

場所：敷島総合文化会館 大ホール

主催：甲斐市景観まちづくり市民懇談会



敷島総合文化会館



会場風景



記念写真

#### 甲斐市景観計画

# 甲斐市景観まちづくり シンポジウム

平成24年  
10月13日(土)  
13:30 ~ 16:00

敷島総合文化会館 大ホール

**入場無料** どなたでも参加できます

#### プログラム

- 13:00 開場
- 13:30 開会
- 13:40 第1部 市民懇談会の提案発表  
(休憩)
- 14:30 第2部 パネルディスカッション
- 16:00 閉会

甲斐市では、市の魅力や特色を生かした景観に配慮したまちづくりを進めるため、平成25年度の景観計画策定を目指し取り組みを進めています。そのなかで、「市民の声を活かす街並のまちづくり」の一環として、昨年11月に発足し、市民の観点から検討を重ねてきた「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」の成果が、このほどまとまりました。

このシンポジウムは、市民懇談会による提案の発表と、これからの甲斐市のまちづくりを考える機会として市民が主催する手づくりのシンポジウムです。みなさん、お気軽にご参加ください。

#### 会場案内図



【主催】 甲斐市景観まちづくり市民懇談会  
【問い合わせ先】 甲斐市 建設産業部 都市計画課 TEL 055-278-1669 FAX 055-276-7214

シンポジウムポスター

## 2)シンポジウムの概要

### 開会・あいさつ

司会進行の西東美さん、小林富美子さんによる開会宣言と市民懇談会の三井兵部さんによる開会あいさつが行われ、次に、保坂武甲斐市長よりあいさつを頂きました。

また、来賓として、山梨大学教授 大山勲氏、山梨県県土整備部美しい県土づくり推進室長 山口雅典氏の紹介が行われました。



## 第1部 「景観まちづくり市民プラン」の提案

### 景観計画・懇談会の概要説明

市事務局より、「甲斐市景観計画」の概要について、次に市民懇談会アドバイザーより、「景観まちづくり市民懇談会ワークショップの概要」の説明が行われました。



### 「景観まちづくり市民プラン」の提案

#### ●「チーム重ねてみるじゃん」の発表(発表者:稲崎昇一さん)

「水とつながる歴史文化や歴史的まちなみ景観」に関わる提案協議を進めてきた本チームでは、今後の景観まちづくりにおける重点テーマとその先導的な取り組みとして「重ね図からはじめるフットパスプロジェクト」について説明がありました。



#### ●「棚田大好き！チーム」の発表(発表者:石井敬康さん)

「北部の自然と里山景観、棚田や農の景観」に関わる提案協議を進めてきた本チームでは、今後の景観まちづくりにおける重点テーマとその先導的な取り組みとして、棚田をシンボルに市北部の農と里山が元気になる景観づくりを柱とした「棚田里山の保全と活用プロジェクト」について説明がありました。



#### ●「チーム景観学校」の発表(発表者:雨宮史典さん)

「市の顔となる都市景観や住宅地・集落地などのまちなみ景観」に関わる提案協議を進めてきた本チームでは、今後の景観まちづくりにおける重点テーマとその先導的な取り組みとして、地域の小さな単位から「知る・学ぶ」芽を育み、人とまちと景観を育て継承していく、独自の景観の仕組みづくりを柱とした「100年後のわがまちを！景観学校プロジェクト」について説明がありました。



### 「景観まちづくりの実現に向けて」の提案

今後の甲斐市の景観まちづくりの実現に向けて提案した「11の行動指針」について、市民懇談会の内藤進さんから説明がありました。



### 「景観まちづくり市民プラン」の提出

市民懇談会を代表して、古屋園江さんから保坂市長に「甲斐市景観まちづくり市民プラン」の提案書を提出しました。



## 第2部 「できるところからはじめる甲斐市の景観まちづくり」～パネルディスカッション

パネルディスカッションは、市民懇談会から提案された市民プランを基調に、市民懇談会代表や各パネリスト、来場者を含めたオープンな形で行われました。

司会より、パネリストの紹介が行われ、コーディネーターの進行により、次のような議題について活発な意見交換が行われました。



### ～パネリスト～

- 保坂 武(甲斐市長)
- 大山 勲(山梨大学 生命環境学部 教授)
- 山口雅典(山梨県 美しい県土づくり推進室 室長)
- 駒崎 徹(「チーム重ねてみるじゃん」代表)
- 堀内克一(「棚田大好き！チーム」代表)
- 今村征稚(「チーム景観学校」代表)
- 松下英志(市民懇談会アドバイザー)

### ◇コーディネーター

- 宮武由里子(市民懇談会アドバイザー)

### 主な意見交換

#### ●市民プラン発表・提案への感想

各パネリストに、第1部の市民プラン発表および市民提案について、率直な感想を伺いました。提案内容について、内容の濃い提案であり、公募で参加したことに意義があること、甲斐市全体を踏まえた実現可能な、具体的・総合的な提案であること、凝縮された内容であることなど、高い評価を受けました。

#### ●景観まちづくり市民懇談会からの提案

市民懇談会代表パネリストにより、特に重視したい提案、会場に伝えたい提案、専門のパネリストの皆さんに伺いたいことなどについて、それぞれ意見をいただきました。

#### ●今後の甲斐市の景観まちづくりに向けた展望

今後の景観計画策定の視点も併せて、甲斐市の景観づくりに向けた展望や甲斐市らしい景観まちづくりの実現に向けた考えなどについて、コーディネーターから各パネリストに、専門的な見地も含めたテーマにより、お話をいただきました。

#### ●協働による景観まちづくり ～会場意見交換～

棚田に関わるNPO法人の活動や育成会の活動、子どもたちへの啓発活動などについての意見が交わされました。



### 3 景観計画の策定経緯と策定体制

#### (1) 策定経緯

本計画は、平成23年6月より着手し、次のような経緯により、平成27年2月に「甲斐市景観計画」を策定しました。

##### 平成23年度

- 景観現況調査
- アンケート調査
- 景観市民懇談会

平成23年	6月	景観現況調査の実施
	7月	第1回庁内検討会
	8月	景観市民アンケート調査の実施
	10月	まちづくり市民講演会
	11月	庁内関係各課ヒアリング 第1回景観市民懇談会
平成24年	1月	第2回庁内検討会
	2月	第2回景観市民懇談会

##### 平成24年度

- 景観市民懇談会
- 計画素案の作成(1)
- 素案の調整と協議(1)

平成24年	5月	第3回景観市民懇談会
	6月	第4回景観市民懇談会
	8月	第5回景観市民懇談会
	9月	第6回景観市民懇談会
	10月	第1回策定委員会 シンポジウム開催準備会 甲斐市景観まちづくりシンポジウム
	12月	第3回庁内検討会
平成25年	2月	庁内検討会研修会
	3月	第2回策定委員会

##### 平成25年度

- 計画素案の作成(2)
- 素案の調整と協議(2)
- 計画原案の作成
- 景観条例案の作成

平成25年	5月	第4回庁内検討会
	7月	第3回策定委員会
	9月	第1回ワーキンググループ
		第2回ワーキンググループ
	10月	第5回庁内検討会 第6回庁内検討会
	11月	第4回策定委員会
第7回庁内検討会		
平成26年	12月	第8回庁内検討会
	2月	第9回庁内検討会
	3月	第5回策定委員会

##### 平成26年度

- 住民説明
- 審議と調整
- 景観計画の策定
- 景観条例の制定

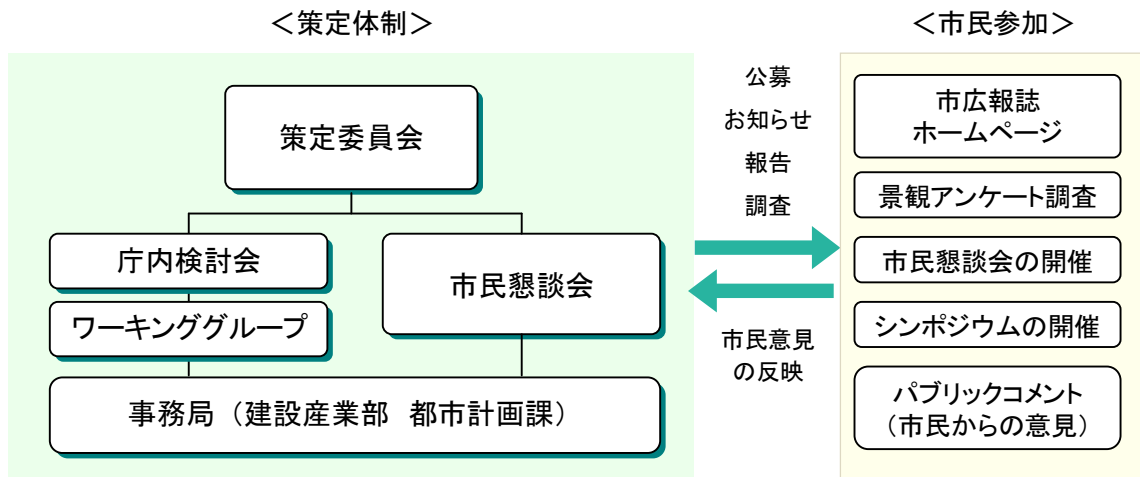
平成26年	5月	景観計画のパブリックコメントの実施
	6月	都市計画審議会の意見聴取
	7月	住民説明会(竜王、双葉、敷島地区)
	10月	景観条例のパブリックコメントの実施
	12月	甲斐市景観条例の制定
平成27年	2月	景観審議会への諮問・答申 計画の策定・公表

## (2) 策定体制

### 1) 策定体制と組織

#### ■ 策定体制と市民参加について

「甲斐市景観計画」の策定にあたっては、計画づくりの初期段階から景観アンケート調査の実施や市民参加による「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」を設置し、市民意見の把握と計画への反映に努めながら、次のような策定体制で計画づくりを進めてきました。



#### ■ 策定組織について

景観計画の策定にあたっては、次の4つの組織を設置し、相互に連携を図りながら、計画素案の検討を進めてきました。

##### 策定委員会

有識者や学識経験者をはじめ、団体代表、地域代表、市民懇談会代表、行政関係者（山梨県、甲斐市）からなる「甲斐市景観計画策定委員会」を設置し、景観計画を総合的、専門的な見地から検討してきました。

##### 庁内検討会

市の関係各課からなる「甲斐市景観計画庁内検討会」を設置し、所管課の景観形成に関する方針、計画や事業等の調整など、行政の立場から景観計画の素案の検討を行ってきました。

##### ワーキンググループ

庁内検討会メンバーのうち、行為の制限事項に関連の強い関係各課からなる「甲斐市景観計画ワーキンググループ」を設置し、他法令に基づいて既に行われている行為の制限事項の内容との調整などを行ってきました。

##### 市民懇談会

公募や地域の推薦に応じた市民で構成される「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」を設置し、市民の視点から地域の身近な景観のあり方を検討し、検討成果を「甲斐市景観まちづくり市民プラン」としてまとめ、市長に提出しました。「甲斐市景観計画」は、ここで提案された市民プランが基礎となっています。

## 2) 策定メンバー名簿

### ① 策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

区分	分野・専門	職名等	氏名		備考
			平成 24 年度	平成 25 年度	
1号委員 識見を有する者	都市計画	甲斐市都市計画審議会	大山 勲		委員長
	文化財	甲斐市文化財保護審議会	新津 健		副委員長
2号委員 関係団体の推薦する者	農業	甲斐市農業委員会	鶴田 重雄		
	女性団体連絡協議会	甲斐市女性団体連絡会	久保田範子		
	建築家	甲斐市建築家協会	丸茂 邦仁		
	商工会	甲斐市商工会	立澤 眞一		
	造園業	甲斐市造園協力会	戸島憲一郎		
	自治会	甲斐市自治会連合会	五味 武彦		
3号委員 市民	市民を代表する者	景観まちづくり市民懇談会会員	伊藤 敏司		
		景観まちづくり市民懇談会会員	堀内 克一		
		景観まちづくり市民懇談会会員	西 東美		
		景観まちづくり市民懇談会会員	古屋 園江		
		景観まちづくり市民懇談会会員	小林富美子		
		景観まちづくり市民懇談会会員	石水 秀樹		
4号委員 関係行政機関の職員	国（建設）	国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所	吉岡 大藏		
	県（景観）	県美しい県土づくり推進室	山口 雅典	丸山 裕司	
	県（道路・建築など）	県中北建設事務所	小池 雄二		
5号委員 市の職員	市職員	甲斐市職員	花形 保彦	米山 徳彦	



第1回策定委員会



第2回策定委員会



第3回策定委員会

② 庁内検討会名簿

(順不同)

担当課	係名	氏名			備考
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	
秘書政策課	総合政策係	石合 雅史		長田 隆	
企画財政課	企画係	三井 敏夫		中込 広人	
総務課	管理係	長田 裕二	飯室 智	斉藤 晴彦	
市民活動支援課	市民活動支援係	相川 泰史			
環境課	環境保全係	中込 広人		丸山 英資	
敷島支所地域課	環境土木係	篠原 千里			
双葉支所地域課	環境土木係	箭本 太	根津 秀樹		
建設課	建設管理係	長谷川秀明		飯沼 源治	
	建設土木係	内田 隆	小林 信生		
	建築開発指導係	三沢 宏		名取 晶子	
都市計画課	整備係	末木 永喜			
	緑化推進係	名取 藤吾			
農林振興課	農林総務係	鷹野 久	輿石 春樹	小林 一三	
	農林振興係	下笹 俊彦			
	農林土木係	寺島 信			
商工観光課	商工労働係	飯沼 源治		三井 美樹	
	観光交流係	斉藤 晴彦		本田 泰司	
上水道課	施設管理係	水川 良一			
下水道課	建設管理係	長田 茂			
教育総務課	施設係	三井 浩	早川 英彦		
生涯学習文化課	文化財係	新津 誠		大嶋 正之	



第2回庁内検討会



第5回庁内検討会



第7回庁内検討会

③ ワーキンググループ名簿

(順不同)

担当課	係名	氏名		備考
		平成25年度		
秘書政策課	総合政策係	長田 隆		
環境課	環境保全係	丸山 英資		
建設課	建築開発指導係	名取 晶子		
都市計画課	緑化推進係	名取 藤吾		
農林振興課	農林総務係	小林 一三		
	農林振興係	下笹 俊彦		
	農林委員会	大久保幹夫		
生涯学習文化課	文化財係	大嵐 正之		



第1回ワーキンググループ会議



第2回ワーキンググループ会議

④ 事務局職員名簿

担当課	職名等	氏名			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
都市計画課	都市計画課長	武川 訓			飯室 崇
	まちづくり推進係	丸山 英資		坂本 一彦	
		早川 要子			志田さか江

## 4 用語解説

### 【あ行】

#### 意匠

英語のデザイン（design）の訳語で、一般には形・色・模様・配置などにおける装飾上の工夫・図案などを意味するが、広く建築や公園のデザインというように造形活動に関する創作、設計行為などにも用いられる。

#### エコツーリズム

環境や社会的なもので含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発展への貢献を考慮したツーリズム（旅行、レクリエーション）のこと。エコツーリズムを具体化したツアーをエコツアーと呼ぶ。

#### NPO（特定非営利活動法人）

ノンプロフィットオーガニゼーション（英語：Non-Profit Organization）の頭文字をとった略語で、行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う非営利の組織のこと。

#### エリア

一定の区域、地域、地帯のこと。

#### オープンガーデン

ガーデニングの先進国イギリスで発祥し、個人の庭を開放し、一定期間一般の人々に開放するなど、地域の美化に寄与するボランティア活動のこと。

#### 屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの。（屋外広告物法第2条）

### 【か行】

#### 外構（がいこう）

敷地内にある建物の外の構造物全体を指す言葉であり、門、車庫、カーポート、土間、アプローチ、塀、柵、垣根などの構造物、植栽、物置等も含まれる。

#### ガイドライン

ある物事に対する方針についての指針、指標のこと。ルールやマナーなどの決まり事、約

束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

#### 開発行為

建築物の造築などを目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど「土地の区画形質の変更」をする行為のこと。

#### 外来種

他地域から人為的に持ち込まれた生物のこと。外来種に対して、従来からその地域で棲息・生育するものを在来種という。外来種は、生態系や経済に重大な影響を与えることがあり、環境問題のひとつとして扱われている。

#### 回廊

寺院、教会、修道院、宮殿などにおいて、建物や中庭などを屈折して取り囲むように造られた廊下のこと。本計画では、市内を自由に移動しながら風景を楽しめるルートを景観回廊と呼んでいる。

#### 環境学習

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと。環境教育ともいう。

#### 勧告

ある行動をとるように説き勧めること。行政機関が、相手方の協力・同意を得て、公共としての意思を実現しようとする行為のひとつ。その性質については、法的拘束力をもたない非権力的行政行為であり、強制力はない。

#### 既成市街地

都市において、既に建物や道路などができあがって市街地が形成されている地域のこと。

#### 共架

ひとつの柱（たとえば電柱）に、電線や電話線、あるいは街路灯、道路標識、街区表示等の支柱機能を共用させること。共架させる柱のことを共用柱（きょうようちゅう）とも呼ぶ。

#### 協働

協力して働くという意味。まちづくりの場合、市民と行政などがそれぞれの役割を担いながら、一緒に進めていくという意味で使用している。

## クラインガルテン

ドイツを始めとするヨーロッパで盛んな市民農園の形態の一つで、比較的広い区画を長期間に渡り賃貸する農地の賃借制度（独語：kleingarten）。日本語に直訳すると「小さな庭」であるが、市民農園や市民菜園とも言われており、野菜や果樹、草花を育て、生きがいや余暇の楽しみの創出、都市部での緑地保全や自然教育の場として大きな役割を果たしている。日本におけるクラインガルテンは、地方自治体の公共事業として、農山村の遊休農地を利用して整備されたものが多い。

## グリーンツーリズム

農山漁村において、その自然と文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。また、そうした余暇の過ごし方を奨励することで地域振興を図ろうとする取り組みのこと。

## 景観協定

景観法に規定された良好な景観の形成に関する協定で、協定の締結には景観計画区域内の一団の土地所有者や借地権者の全員の合意が必要となる。地域の特性にあったきめ細やかな景観に関するルールを定め、自主的な規制を行うことができる制度。

## 景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する行政団体のこと。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県が景観行政団体になるが、その他の市町村も景観行政団体になることができる。平成 25 年 9 月現在、公示済および公示予定を含め全国で 598 の地方公共団体が、山梨県においては本市を含む 22 市町村が景観行政団体となっている。

## 景観計画

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定めた計画のこと。景観法の基本となる仕組みであり、(1) 景観計画区域、(2) 景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針、(3) 良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項、(4) 景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針等を定めることとされている。（平成 23 年 8 月の法改正で(2)は必須事項ではなくなった）

## 景観計画区域

景観法に基づき、景観行政団体が策定した景観計画の計画区域のことで、本市では全域を指定している。

## 景観形成基準

良好な景観を形成するため、建築物・工作物等の築造行為や開発行為等に対する制限を行うために定める基準のこと。

## 景観形成重点地区

「景観形成重点地区」とは、「景観形成推進ゾーン」のなかで、特に良好な景観形成を重点的に推進すべき地区として景観条例で指定された地区をいう。本計画では、市民や事業者等の合意形成に基づき、地区独自の景観形成基準に基づく適切な誘導をはじめ、景観形成に係わる諸制度の活用等により、重点的に景観形成を推進していく地区と位置づけている。

## 景観重要建造物

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域景観の中で景観上重要な建築物、工作物のこと。指定された景観重要建造物については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

## 景観重要公共施設

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域景観の中で景観上重要な公共施設のこと。景観重要公共施設は、あらかじめ景観行政団体と公共施設管理者が協議し、同意をした場合、景観計画に位置づけることが可能になる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に則して整備されることが義務付けられるが、一方で、公共施設の整備等に関して景観配慮の特例規定が設けられ、景観計画との整合が図られる仕組みとなっている。

## 景観重要樹木

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域景観の中で景観上重要な樹木のこと。指定された景観重要樹木については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

## 景観審議会

学識経験者、市民、各種団体、行政等で構成

## 参考資料

し、景観計画の策定および変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、建築行為や開発行為等に対する勧告や命令など、本市の景観行政に関わる事項を審議する組織のこと。

### 景観農業振興地域整備計画

景観計画区域内にある農業振興地域において、市町村が定めることができる計画で、景観農業振興地域整備計画の区域、区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項などを定めることとされている。

### 景観法

平成 16 年 6 月に制定された、我が国で初めての景観についての総合的な法律である。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念および国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観形成のための規制、景観整備機構等の仕組み、支援等必要な措置などを定めている。

### 啓 発

人が気づかずにいるところを教え示して、より高い認識・理解に導くこと。

### 牽 引

大きな力で引っ張ること、引き寄せること。また、大勢の先頭に立って引っ張っていくこと。

### 顕在（化）

はっきりと形にあらわれて存在すること。顕在化とはこれまであまりわからなかったものやことが、はっきりとあらわれてくること。

### 建築協定

ある区域の土地所有者が、区域内における建築物の用途や形態、構造などに関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定。

### 建築行為

建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物を建築する行為をいい、一般には建築物を新築、増築、改築または移転することをいう。

### 国立公園

国が指定し、その保護・管理を行う自然公園のことで、平成 26 年 3 月現在、全国に 31

箇所が指定されており、本市においては北部山間地域の一部が秩父多摩甲斐国立公園に指定されている。

### 古 道

古い道路、旧道のこと。かつて使用されていたが、現在はあまり利用されていない道のこと。

### 工作物

人為的に地上や地中に造られた建造物のこと。建築物も広義の意味では工作物であるが、本計画では、建築物以外の建造物を工作物と呼んでいる。

### コミュニティ

一般的に地域共同体、または地域共同社会のこと。まちづくりの分野では、主に住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりを行う際に対象とする地域社会の意味などで使用される。

### 固 有

本来備わっていること、そのものだけにあること。

## 【さ行】

### 彩 度

色相、明度、彩度を色の三属性といい、色相は色合いの違い、明度は色の明るさの度合い、彩度は色の鮮やかさの度合いのことをいう。

### サイン

元来、記号（合図）のことをいうが、まちづくりの分野では標識、案内板、解説板、看板などの総称として用いられる。

### 里 山

人里の近くにあり、薪炭の利用や林業の場として生活や産業に結びついて維持されてきた森林のこと。人の手が入ることで生物生息環境としても独自の生態系を維持してきたが、今日では生活様式の変化に伴い里山の荒廃が進んでいる。このため、各地でボランティア等による保全活動が盛んに行われている。

### 視点場

視点が位置する場所のこと。視点は景観を見る人の位置であり、視点場は視点である人間が位置する場所のことをいう。



**遮へい**

人目や光線などからさえぎること。景観の分野では、対象物の手前に塀や樹木などを配置することで、視線をさえぎり、見えなくする場合などに用いる。

**修景**

風景を修復すること。良好な景観を形成するために、現況の景観に対して建築物の外観を改善したり、樹木などで遮へいしたりして、景観の改良・改善を図ること。

**醸成**

ある状態・気運などを徐々に作り出すこと。

**象徴**

抽象的な思想・観念・事物などを、具体的な事物によって理解しやすい形で表すこと。また、その表現に用いられたもの。シンボル。

**条例**

地方公共団体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって制定する法令のこと。

**シンポジウム**

聴衆の前で、特定の問題について何人かが意見を述べ、参会者と質疑応答を行う形式の討論会のこと。

**森林療法（セラピー）**

森林や地形といった自然を利用し、医療、リハビリテーション、カウンセリング、森林浴、森林レクリエーションを通じた健康回復、維持、増進活動のこと。

**森林法**

森林の保護・培養と森林生産力の増進に関する基本的事項を規定する法律。

**スカイライン**

山や建築物などが空を画する輪郭線のこと。一般に遠景ないしはシルエットとして眺められる場合に用いられることが多い。

**スポット**

局地的な場所や地点のこと。

**生物多様性**

いろいろな生物が存在している様子。生態系、種、遺伝子など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。生物の多様性は、人類を含めた多くの生命にとって欠かすことの出来ない命の土台であるが、自然環境の悪化に伴い、これまでにない早さで失われつつ

ある。そのため、生物多様性の保全を図るため自然保護の取り組みが世界各地で進められている。

**潜在化**

表面に表れないで内部に隠れて存在していること。

**雑木林**

二次林のうち、薪炭材の供給源等として生活とともに人為管理してきた林のこと。スギやヒノキのような単一樹種が密生する人工林に対し、クヌギ、コナラ、エノキなどを中心に、土地本来の多様な樹木から構成されるため雑木林と呼ばれる。燃料としての薪炭を使わなくなってからは、全国的に雑木林は人手が入らなくなり、荒廃しているところが多い。

**【た行】****体験農園**

農地所有者等が自ら経営する農業の一環として、都市住民等に連続した農作業体験を行ってもらおうという消費者参加型の農園のこと。

**地区計画**

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を一体として整備・保全するために定められる計画。地区計画では、地区施設の規模・配置、建築物などに関する制限などを定めることができる。

**地産地消**

地域生産地域消費の略語で、地元でとれた生産物をその地域で消費すること。食糧に対する安全志向の高まりを背景に消費者と生産者の相互理解を深めることや、農業など関連産業の活性化の取り組みとしても期待されている。

**眺望**

遠くを見渡すこと。または見渡した眺め、見晴らしのこと。

**鎮守の森**

日本において、神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林のこと。かつては神社を囲むようにして、必ず存在した森林のことで杜の字をあてることも多い。

### ツーリズム

観光事業、旅行業、または観光旅行のこと。

### 道祖神

峠や辻・村境などの道端にあって悪霊や疫病などを防ぐ神のこと。路傍の神の典型であり、総称でもある。近世以降は、作神、縁結び、夫婦和合などの神ともされ、丸石、陰陽石、男女2体の石造などを神体としている。

## 【な行】

### なまこ壁

塗り壁の仕上げの一種で、平らな瓦を壁に張りつけ、目地の部分は漆喰を盛り上げた形に塗ったもの。雨や風などに強く、土蔵の腰壁などに多く用いられている。

### ニーズ

必要とされること。要求、需要のこと。

### ネットワーク

網細工、網の目のような組織のことを意味する言葉であるが、まちづくりの分野では市内各地に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を出させるための相互の連携を意味する。

### ノウハウ

ある専門的な技術やその蓄積、方法、こつのこと。

### 法面（のりめん）

切土や盛土によって造成された人工的な斜面のこと。

## 【は行】

### バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの」をいう。

### パノラマ

見渡す限りの広々とした風景、全体を一望できる風景のこと。全景。

### パブリックコメント

意見公募手続き、意見提出制度のこと。行政など公的な機関が、規制、規則などの制定・改廃、計画の策定などにあたり、原案を事前に公表して住民などから広く意見や情報提供を求め、意思決定に反映させる制度。(英語：

public comment)

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去することをいう。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去だけでなく、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という、より広義の意味も含む。

### 表象

象徴、シンボル、または象徴的に表すこと。直観的に心に思い浮かべられる像のこと。

### フットパス

英語のフットパス (footpath) のことで、日本語では「散歩道」となる。森林や田園地帯、古いまちなみといった、風景を楽しみながら散歩できる小道のことをいう。そうした小道を散歩することをフットパスウォークという。

### 付加価値

生産過程で新たに付け加えられる価値のこと。何らかのモノを使って、新しいモノを生み出すと元々のモノより高価値なモノとなり、このように「価値が付加される」という意味合いで「付加価値」と呼ばれる。一般的に使われる場合、通常とは違う、独自の価値やサービスが付随するケースに用いることが多い。

### 普遍

全体に広く行き渡ること。例外なくすべてのものにあてはまること、共通すること。

### 不法投棄

法律や規則に違反し、山や河川等に産業廃棄物やごみ等を捨てること。

### プラント

大型の生産設備や機械のこと。

### プロジェクト

あるテーマに沿った企画、計画、事業、研究開発など一連の業務のこと。

### 文化的景観（制度）

文化的景観とは、文化財保護法で「地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないもの」と定められている景観のこと。「景観法」の制定と併せ「文化財保護法」の一部改

正により、これまで文化財として保護の対象外であった水田や里山など人と自然との関わりの中で創り上げられた景観(=文化的景観)も保護の対象として位置づけられた。

### 壁面線

街区内の建築物の位置を整え、まちなみをそろえて環境の向上を図るため、法的に指定される線(壁面の位置)のこと。景観の観点からは、主に道路側の壁面をそろえるなどの目的で壁面線を設定することが多い。

### ポケットパーク

歩行者が休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた小さい広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、ベスト(チョッキ)のポケット程度の公園という意味。(英語:pocket park)

### ボランティア

自発的な意志によって奉仕活動を行う人。

## 【ま行】

### マスタープラン

基本的な方針として位置づけられる計画、または全体の基本となる計画のこと。

### マナー

態度、礼儀、礼儀作法のこと。

### マニュアル

手引書、取扱説明書のこと。

## 【や行】

### 有機的

有機体のように、多くの部分が緊密な連関をもちながら全体を形づくっているさま。

### ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインという意味。年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。

### 擁壁

造成工事などで出現した崖や盛土を保持するために築造する壁状の構造物。

## 【ら行】

### ランドマーク

地域の目印や象徴的な建造物、自然物のこと。

建造物としては記念碑や塔、建築物などがあり、自然物としては、山や特異な地形、奇岩などがある。

### ライフライン

元来は、「命綱」の意味(英語:life line)。エネルギー供給施設、水供給施設、交通施設、情報施設など、生活や暮らしを支えるため地域にはりめぐらされている基盤施設のこと。

### レクリエーション

精神的、肉体的な疲労回復や日常生活に潤いを求めて行う余暇活動のこと。休養、娯楽という意味もある。

### ロードサイド

通りに面した一帯のこと。ロードサイド型店舗とは、幹線道路等の交通量の多い道路の沿道に立地し、主に自家用車でのアクセスにより集客する店舗のこと。特に都市郊外の主要幹線道路沿いに立地するものが多い。

## 【わ行】

### ワークショップ

作業場・研修会などの意味を持つ言葉であるが、まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や合意形成の手法など多様な協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動のことをいう。

---

# 甲斐市景観計画

平成 27 年 2 月

---

発 行：甲斐市

編 集：建設産業部 都市計画課

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

TEL 055-278-1669 FAX 055-276-7214

URL <http://www.city.kai.yamanashi.jp>

---